

平成十九年十二月

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国
との間の協定の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の内容	一
1	総則(第一章)	一
2	物品の貿易(第二章)	二
3	原産地規則(第三章)	三
4	税関手続(第四章)	五
5	投資(第五章)	六
6	サービスの貿易(第六章)	七
7	エネルギー(第七章)	九
8	ビジネス環境の整備(第八章)	一〇
9	協力(第九章)	一〇
10	紛争解決(第十章)	一〇
11	最終規定(第十一章)	一一
12	附属書	一一
13	実施取極	一一
三	協定の実施のための国内措置	一五

一 概説

1 協定の成立経緯

平成十八年五月の我が国とブルネイ・ダルサラーム国との間の外相会談において、二国間の経済上の連携に関する協定の交渉を開始することで意見が一致したことを受け、平成十八年六月より両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、平成十九年六月十八日に東京において、我が方安倍晋三内閣総理大臣と先方ハサナル・ボルキア国王との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、ブルネイ・ダルサラーム国との間の経済上の連携を図るため、貿易及び投資の自由化及び円滑化、ビジネス環境の整備、エネルギー、その他幅広い分野での協力等について定めるものである。この協定の締結により、両国間における経済上の連携が構築されることを通じ、両国の経済が一段と活性化され、また、両国間の関係がより一層緊密化されることが期待される。

二 協定の内容

この協定は、前文、本文百二十二箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っている。また、この協定に関連し、実施取極が作成されている。それらの概要は、次のとおりである。

1 総則（第一章）

- (1) 協定の目的について定める。（第一条）
- (2) 協定における用語の一般的定義について定める。（第二条）
- (3) 各締約国は、協定の対象となる事項に関連し、又は影響を及ぼす法令等を公に利用可能なものとする旨定める。（第三条）
- (4) 締約国政府の権限のある当局が行政上の決定を行う場合に行うべき事項について定める。（第四条）
- (5) 各締約国は、協定の対象となる事項に関する自国政府による行為について、速やかな審査及び正当とされる場合には適当な救済が行われるために、司法裁判所若しくは行政裁判所又はそれらの訴訟手続を維持する旨定める。（第五条）
- (6) 一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国が協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する旨定め

る。(第六条)

(7) 協定に別段の定めがある場合を除くほか、協定の規定は、租税に係る課税措置については、適用しない旨定める。(第七条)

(8) 協定中の一定の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定及びサービス貿易一般協定第十四条の規定は、必要な変更を加えた上で、協定の一部を成す旨定める。(第八条)

(9) 両締約国は、世界貿易機関設立協定等に基づく権利及び義務を再確認する旨定めるとともに、協定と世界貿易機関設立協定等とが抵触する場合には、両締約国は、直ちに協議する旨定める。(第九条)

(10) 両締約国政府は、協定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極を締結する旨定める。(第十条)

(11) 両締約国の代表者から成る合同委員会の設置及び合同委員会の任務等について定める。(第十一条)

(12) 各締約国は、協定に関するすべての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、照会所を指定する旨定める。(第十二条)

2 物品の貿易(第二章)

(1) 第二章における用語の定義について定める。(第十三条)

(2) 両締約国間で取引される物品の分類は、統一システムに適合したものとす旨定める。(第十四条)

(3) 一方の締約国は、千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える旨定める。(第十五条)

(4) 一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃する旨定めるとともに、特定の産品に関する自国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品について協定の規定に従って適用される税率より低い場合には、各締約国は、当該原産品について、その低い税率を適用すること等について定める。(第十六条)

(5) 関税評価協定第一部の規定は、両締約国間で取引される物品の課税価額の決定について準用する旨定める。(第十七条)

(6) いずれの一方の締約国も、自国から他方の締約国に輸出される産品について、いかなる輸出税も新設してはならない旨定める。

(第十八条)

(7) いずれの締約国も、農業協定附属書一に掲げる農産品について、いかなる輸出補助金も新設してはならない旨定める。(第十九条)

(8) 一方の締約国は、他方の締約国の製品の輸入について又は他方の締約国への製品の輸出等について、世界貿易機関設立協定に基づく自国の義務に適合しないいかなる非関税措置も新設し、又は維持してはならない旨定める。(第二十条)

(9) 一方の締約国は、他方の締約国の原産品の関税を撤廃し、又は引き下げた結果として、当該原産品が増加した数量で自国に輸入され、当該増加した数量が自国の国内産業に対する重大な損害等を引き起こす重要な原因となつていときは、二国間セーフガード措置をとることができる旨定める。(第二十一条)

(10) 第二章のいかなる規定も、締約国が国際収支上の目的のために措置をとること及び国際通貨基金協定に基づく為替管理又は為替制限を実施することを妨げるものではない旨定める。(第二十二条)

3 原産地規則(第三章)

(1) 第三章における用語の定義について定める。(第二十三条)

(2) 原産品について定めるとともに、製品の原産資格割合を算定する方式等について定める。(第二十四条)

(3) 産品が一方の締約国の原産品であるかを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる旨定める。(第二十五条)

(4) 附属書二に定める品目別規則の適用上、特定の産品について、その価額、重量又は容積による特定の割合が定められ、かつ、当該産品の生産に使用される非原産材料が全体として当該割合を超えない場合には、当該非原産材料が当該産品について適用される規則を満たしているか否かは考慮しない旨定める。(第二十六条)

(5) 産品について、単純な作業が行われることのみを理由として、附属書二に定める関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件を満たすものとしてはならない旨定める。(第二十七条)

(6) 他方の締約国の原産品が満たすべき積送基準について定める。(第二十八条)

(7) 第三国における展示会の後に一方の締約国に輸入される他方の締約国の原産品は、一定の条件を満たす場合には、当該他方の締

約国の原産品とする旨定める。(第二十九条)

(8) 一定の要件を満たす産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす旨定める。(第三十条)

(9) 代替性のある締約国の原産材料及び非原産材料が在庫において混在している場合には、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる等について定める。(第三十一条)

(10) 間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。(第三十二条)

(11) 産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを判断する際の、当該産品とともに納入される附属品、予備部品又は工具の扱いについて定める。(第三十三条)

(12) 産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを判断する際の、小売用の包装材料及び包装容器の扱いについて定める。(第三十四条)

(13) 船積み用のこん包材料及びこん包容器については、産品が附属書二に定める要件を満たすか否かを判断するに当たって、考慮しない旨定める。(第三十五条)

(14) 輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求すること等について定める。(第三十六条)

(15) 原産地証明書の発給等について定める。(第三十七条)

(16) 輸入締約国は、産品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、当該産品の輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うよう努める旨定める。(第三十八条)

(17) 各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者等が、産品が輸出締約国の原産品でないことを知ったときは、当該輸出締約国の権限のある政府当局等に対し書面により遅滞なく通報すること等を行うことを自国の法令に従って確保する旨定める。(第三十九条)

- (18) 輸入締約国の関係当局は、原産地証明書について合理的な疑いがある場合には、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる旨定める。(第四十条)
- (19) 輸入締約国の関係当局は、第四十条に規定する原産地証明書に基づく確認の結果に満足しない場合には、輸出者等の施設を訪問することを通じて、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集すること等を当該輸出締約国に対して要請することができる旨定める。(第四十一条)
- (20) 輸入締約国の関係当局は、産品が輸出締約国の原産品でないとき等は、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる旨定める。(第四十二条)
- (21) 各締約国は、第三章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を自国の法令に従って保持する旨定める。(第四十三条)
- (22) 各締約国は、虚偽の申告書等を提出した輸出者等に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持するとともに、輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず通報することを怠った輸出者等に対して適当と認める措置をとる旨定める。(第四十四条)
- (23) 合同委員会は、協定の効力発生の日に運用上の手続規則を採択する旨定める。(第四十五条)
- (24) 輸入締約国と輸出締約国との間の連絡は、英語で行う旨定めるとともに、品目別規則の適用等に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する旨定める。(第四十六条)
- (25) 原産地規則に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第四十七条)
- #### 4 税関手続(第四章)
- (1) 第四章の適用範囲及び目的について定める。(第四十八条)
- (2) 第四章における用語の定義について定める。(第四十九条)
- (3) 各締約国は、自国の関税法令に関して一般に利用されるすべての関連情報を、いかなる利害関係者についても、容易に利用可能なものとすることを確保する旨定める。(第五十条)

- (4) 各締約国が両締約国間で取引される物品の速やかな通関のために行う事項等について定める。(第五十一条)
 - (5) 一方の締約国は、他方の締約国からの通過物品又は他方の締約国への通過物品の通関を引き続き円滑に行う旨定める。(第五十二条)
 - (6) 両締約国は、各締約国の法令に従うことを条件として、実施取極で定めるところにより、税関手続の分野において相互に協力し、及び情報を交換する旨定める。(第五十三条)
 - (7) 税関手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第五十四条)
- 5 投資(第五章)
- (1) 第五章の適用範囲について定める。(第五十五条)
 - (2) 第五章における用語の定義について定める。(第五十六条)
 - (3) 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第五十七条)
 - (4) 一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える旨定める。(第五十八条)
 - (5) 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に基づく待遇を与える旨定める。(第五十九条)
 - (6) 一方の締約国は、投資家の権利の行使及び擁護のため裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第六十条)
 - (7) 貿易に関連する投資措置に関する協定の附属書は、必要な変更を加えた上で、協定に組み込まれ、協定の一部を成す旨定めるとともに、両締約国は、特定措置の履行要求の禁止に係る事項を見直すことを目的として、できる限り早期に追加的な協議を行う旨定める。(第六十一条)
 - (8) 第五十七条の内国民待遇に関する規定及び第五十八条の最恵国待遇に関する規定は、締約国の中央政府等が、附属書四に掲げる分野又は事項に関して維持する措置等について、また、附属書五に掲げる分野又は事項に関して締約国が採用し、又は維持する措

置については、適用しない旨定める。(第六十二条)

(9) 締約国が収用等の措置を実施する場合の条件及びこれらの措置に伴う補償の方法等について定める。(第六十三条)

(10) 一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える旨定める。(第六十四条)

(11) 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であつて、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、不当に遅滞することなく行われることを認める旨定める。(第六十五条)

(12) 一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約等に基づいて支払を行う場合に、当該他方の締約国が行う承認について定める。(第六十六条)

(13) 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決手続について定める。(第六十七条)

(14) 締約国は、一定の要件の下、一時的なセーフガード措置をとることができる旨定める。(第六十八条)

(15) 締約国は、第五章の他の規定にかかわらず、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置をとることを妨げられない旨定める。(第六十九条)

(16) 一方の締約国は、第三国の投資家によって所有され、又は支配される他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、一定の場合には、第五章の規定による利益を否認することができる旨定める。(第七十条)

(17) 一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める旨定める。(第七十一条)

(18) 投資に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第七十二条)

6 サービスの貿易(第六章)

(1) 第六章の適用範囲について定めるとともに、附属書六は、金融サービスに関し、第六章の補足規定を定める旨定める。(第七十三条)

- (2) 第六章における用語の定義について定める。(第七十四条)
- (3) 一方の締約国は、市場アクセスに関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書七の自国の特定の約束に係る表において合意し、及び特定した条件及び制限に基づく待遇よりも不利でない待遇を与える旨定める。(第七十五条)
- (4) 一方の締約国は、附属書七の自国の特定の約束に係る表に記載した分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼすすべての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える旨定める。(第七十六条)
- (5) 両締約国は、特定の約束に係る表への記載の対象となっていないサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束について交渉することができる旨定める。(第七十七条)
- (6) 各締約国は、特定の約束を附属書七の自国の特定の約束に係る表に記載する旨定める。(第七十八条)
- (7) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、附属書八の自国の表に記載する分野等に関する措置を除き、最恵国待遇を与える旨定める。(第七十九条)
- (8) 締約国は、資格要件及び資格の審査に係る手続等に関連する自国の措置がサービスの貿易に対する不必要な障害とならないことを確保するため、これらの措置が客観的な基準に基づくこと等を確保する旨定める。(第八十条)
- (9) 一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者に対し免許等を与えるための自国の基準を適用する上で、当該他方の締約国において与えられた免許等を承認することができる旨定める。(第八十一条)
- (10) 一方の締約国は、協定の効力発生後二年以内に、第七十五条の市場アクセスに関する規定又は第七十六条の内国民待遇に関する規定に適合しないすべての措置であって、第六章の対象とされているものを記載する表を作成し、他方の締約国に送付し、及び公表する旨定める。(第八十二条)
- (11) 各締約国は、自国の区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり第六章に基づく自国の約束に反する態様で活動しないことを確保する旨定める。(第八十三条)
- (12) 締約国は、第八十五条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払

に対して制限を課してはならない旨定める。(第八十四条)

(13) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合等には、締約国は、一定の要件の下、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限を課し、又は維持することができる旨定める。(第八十五条)

(14) 一方の締約国は、第三国の者によって所有され、又は支配される法人に対し、一定の場合には、第六章の規定による利益を否認することができる旨定める。(第八十六条)

(15) サービスの貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第八十七条)

(16) 両締約国は、サービスの貿易に関する約束の全般的な改善を行うため、協定の効力発生後二年以内に最初の見直しを行う旨定める。(第八十八条)

7 エネルギー(第七章)

(1) 両締約国は、エネルギー分野における安定的かつ互恵的な関係を強化することが重要であることを認識する旨定める。(第八十九条)

(2) 第七章における用語の定義について定める。(第九十条)

(3) 各締約国は、エネルギー物品の輸出入の禁止又は制限を適用するに当たり、契約関係に十分な考慮を払う旨定めるとともに、一方の締約国は、エネルギー物品の輸出入の新たな禁止又は制限を導入する場合には、他方の締約国に対し書面による通報を行うこと等について定める。(第九十一条)

(4) 各締約国は、自国のエネルギー規制機関が、エネルギー規制措置を適用するに当たり、契約関係に及ぼす悪影響を最小にするこ

と等を確保するよう努める旨定めるとともに、一定の場合の通報、協議の義務について定める。(第九十二条)

(5) 各締約国は、自国の関係法令に従い、自国の区域内におけるエネルギーに関連するすべての活動の有害な環境上の影響を経済上効率的な方法で最小にするよう努める旨定めるとともに、環境上の側面に関連して各締約国が行う事項について定める。(第九十三条)

(6) エネルギー分野における安定的かつ互恵的な関係の強化のため、第七章の規定に基づいて行う協力について定める。(第九十四条)

条)

(7) エネルギーに関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第九十五条)

8 ビジネス環境の整備(第八章)

(1) 一方の締約国政府は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる旨定める。(第九十六条)

(2) 各締約国が、自国におけるビジネス環境を一層整備するに当たって知的財産の保護のために行う事項について定める。(第九十七条)

(3) 一方の締約国が、自国におけるビジネス環境を一層整備するに当たって自国の政府調達市場の自由化を促進するために行う事項について定める。(第九十八条)

(4) ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第九十九条)

(5) 第十章に定める紛争解決手続は、第八章の規定については、適用しない旨定める。(第一百条)

9 協力(第九章)

(1) 両締約国は、相互の利益に資する協力を促進する旨定める。(第一百一条)

(2) 第九章の規定に基づく協力の分野について定める。(第一百二条)

(3) 第九章の規定に基づく協力の範囲及び形態については、適当な場合には、実施取極で定める旨定める。(第一百三条)

(4) 両締約国は、第九章の規定に基づく協力の実施のために必要な資金等を利用可能なものとするよう努める旨定めるとともに、当該協力の費用は、両締約国が相互に合意する方法で負担する旨定める。(第一百四条)

(5) 協力に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第一百五条)

(6) 第十章に定める紛争解決手続は、第九章の規定については、適用しない旨定める。(第一百六条)

10 紛争解決(第十章)

(1) 第十章の適用範囲について定める。(第一百七条)

- (2) 一方の締約国は、協定の解釈又は適用に関するいかなる問題についても、他方の締約国に対し書面により協議を要請することができる旨定める。(第百八条)
- (3) 両締約国の合意により、あつせん、調停又は仲介をいつでも開始することができること等について定める。(第百九条)
- (4) 仲裁裁判所の設置及び仲裁人の任命等について定める。(第百十条)
- (5) 仲裁裁判所の任務について定める。(第百十一条)
- (6) 仲裁裁判手続について定める。(第百十二条)
- (7) 仲裁裁判手続の停止及び終了について定める。(第百十三条)
- (8) 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。(第百十四条)
- (9) 第十章に定めるいかなる期間も、両締約国の相互の同意により変更することができる旨定める。(第百十五条)
- (10) 仲裁裁判所の費用の負担について定める。(第百十六条)
- 11 最終規定(第十一章)
- (1) 協定の目次並びに章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されているものであり、協定の解釈に影響を及ぼすものではない旨定める。(第百七条)
- (2) 協定の附属書及び注釈は、協定の不可分の一部を成す旨定める。(第百八条)
- (3) 両締約国は、協定の実施及び運用についての一般的な見直しを協定が効力を生ずる暦年の後五年目の年に行うものとし、その後においては五年ごとに行う旨定める。(第百九条)
- (4) 協定の改正について定める。(第百十条)
- (5) 協定の効力発生について定める。(第百十一条)
- (6) 協定の終了について定める。(第百十二条)
- 12 附属書
- (1) 両締約国が実施する関税の撤廃等の対象品目、条件等について定める。(附属書一)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による関税撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約九千百品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千二百七十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約四百四十品目、再協議の扱いとなるものが約二百四十品目になる。

分野別では、鉱工業品約六千七百六十品目のうち、約二百七十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約二千三百五十品目のうち、約千六十品目を除くものについて関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、除外又は再協議の各分類で対応する。

(ロ) 主要品目の概要

- ・ アスパラガス、マンゴー、ドリアンについて、関税を即時撤廃する。
- ・ カレー調製品について、協定発効後七年間で段階的に関税を撤廃する。
- ・ パーティクルボード、繊維板について、協定発効後七年間で段階的に関税を撤廃する。
- ・ えびについて、関税を即時撤廃する。
- ・ プルーン果汁について、協定発効後十年間で段階的に関税を撤廃する。
- ・ 化学製品について、協定発効後七年間で段階的に関税を撤廃する。
- ・ 軽質油について、協定発効後十年間で段階的に関税を撤廃する。

ロ ブルネイ・ダルサラーム国による関税撤廃等の概要

(イ) 措置の内容及び対象品目

品目数では、全約一万六百九十品目のうち、協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千四百六十品目、一定の経過期間を経た後に関税を撤廃するものは約三千二百二十品目になる。

分野別では、鉱工業品約九千五百五十品目のうち約三十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約千五百四十品目

のうち、約八十品目を除くものについて関税を撤廃する。

(n) 主要品目の概要

- ・ 自動車について、協定発効後三年間で段階的に関税を撤廃する。
- ・ 自動車部品について、協定発効後三年間で段階的に関税を撤廃する。
- ・ 電気・電子製品、産業機械について、協定発効後五年間で段階的に関税を撤廃する。
- ・ 緑茶について、協定発効後三年間で段階的に関税を撤廃する。

(2) 品目別原産地規則について定める。(附属書二)

(3) 原産地証明書の必要的記載事項について定める。(附属書三)

(4) 投資についての内国民待遇及び最恵国待遇に関する規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し、各締約国が付する留保について定める。(附属書四)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による留保

農林水産業（植物育成者権）、農林水産業及び関連するサービス、航空運輸業、銀行業、医薬品製造業、貨物利用運送事業、熱供給業、情報通信業、皮革及び皮革製品製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、鉄道業、航空機登録原簿への航空機の登録、道路旅客運送業、警備業、上水道業並びに水運業の分野において、十八の現行の措置に関する留保を行っている。

ロ ブルネイ・ダルサラーム国による留保

すべての分野において、事業設立の登録要求及び組合の登録に係る二の現行の措置に関する留保を行っており、また、製造業、農業、漁業及び林業の分野において、国内の持分要求に係る四の現行の措置に関する留保を行っている。

(5) 投資についての内国民待遇及び最恵国待遇に関する規定により課される義務に適合しない将来の措置に関し、各締約国が付する留保について定める。(附属書五)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による留保

すべての分野において、公的独占の維持、指定又は廃止及び国営企業の維持、設立又は処分に係る二の将来の措置に関する留保を行っているほか、航空宇宙産業、武器・火薬産業、放送業、エネルギー産業、領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業、土地取引に関する事項、法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス、補助金の分野において、八の将来の措置に関する留保を行っている。

ロ ブルネイ・ダルサラーム国による留保

すべての分野において、国王勅令、事業の商業化及び政府が所有する資産の民営化又は売却、許可要求、公的企業等の持分の処分等、補助金の供与等、食糧の安全保障に関連する活動及び国内資源を利用する活動、土地取引、東南アジア諸国連合の協定に基づく特惠待遇、太平洋横断戦略的経済連携協定に基づく特惠待遇に係る九の将来の措置に関する留保を行っているほか、すべてのサービス分野、漁業、林業、鉱業及び土石採取業の分野において、四の将来の措置に関する留保を行っている。

(6) 金融サービスに関する第六章の補足規定について定める。(附属書六)

(7) 各締約国がサービスの貿易について行う特定の約束について定める。(附属書七)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による特定の約束

各分野に共通の約束として、自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置を掲げているほか、実務サービス、通信サービス、建設サービス及び関連のエンジニアリング・サービス、流通サービス、教育サービス、環境サービス、金融サービス、健康に関連するサービス及び社会事業サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス、娯楽、文化及びスポーツのサービス、運送サービス並びにいずれの分野にも含まれないその他のサービスに関する約束が掲げられている。

ロ ブルネイ・ダルサラーム国による特定の約束

各分野に共通の約束として、自然人の入国及び一時的な滞在に関する措置等を掲げているほか、実務サービス、通信サービス、建設サービス、金融サービス、観光サービス及び旅行に関連するサービス並びに運送サービスに関する約束が掲げられてい

る。

(8) サービスの貿易についての最恵国待遇に関する規定が適用されない各締約国の措置について定める。(附属書八)

これらの概要は、次のとおりである。

イ 我が国による最恵国待遇の免除

ブルネイ・ダルサラーム国に対し最恵国待遇を与えることが免除される分野として、海上貨物利用運送サービス、国際海上運送サービス(旅客及び貨物の運送サービスを含む。)、エネルギー・サービス及び漁業に関連するサービスを掲げている。

ロ ブルネイ・ダルサラーム国による最恵国待遇の免除

我が国に対し最恵国待遇を与えることが免除される分野として、法律サービス、ラジオ及びテレビのサービス、金融サービス、再保険及び再々保険のサービス、銀行及びその他の金融サービス並びに太平洋横断戦略的経済連携協定に掲げられていないサービスを掲げている。

13 実施取極

両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。

三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するため、国内法の立法又は改正は必要としない。なお、この協定を実施するための特別な予算措置は必要としない。